

三重県公報

第9676号

昭和43年10月15日

火 曜 日

目 次

告 示

- 昭和43年度一般会計補正予算公表 (財 政 課) 1
 - あらたに土地が生じたことの確認 (地 方 課) 2
 - 市の字区域変更 (同) 2
 - 救急医療機関申出受理 (医 務 課) 2
 - 予防課関係事業補助金交付要綱 (予 防 課) 3
 - クリーニング師試験実施 (薬事環境衛生課) 15
 - 行政処分聴聞 (食品衛生課) 16
 - 収用の手続開始 (監 理 課) 17
 - 道路の区域変更 (道 路 課) 17
 - 道路の供用開始 (同) 18
 - 区画漁業の免許の内容となるべき事項等 (漁 政 課) 18
- 公 告**
- 干拓地のしゅん工期日 (開発拓植課) 19

告 示

●三重県告示第688号

昭和43年度一般会計補正予算が昭和43年9月28日議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、次のとおり公表する。

昭和43年10月15日

三重県知事 田 中 覚

昭和43年度三重県一般会計補正予算(第3号)

昭和43年度三重県一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
国道167号線道路改良工事(新二見トンネル)に伴う契約	昭和44年度	100,000千円

●三重県告示第689号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定に基づき、四日市市の区域内において次のとおりあらたに土地が生じたことを昭和43年9月20日確認した旨同市長から届け出があつたので、同条第2項の規定により告示する。

昭和43年10月15日

三重県知事 田 中 覚

四日市市千歳町9番の1地先公有水面埋立地 18,909.44平方メートル

●三重県告示第690号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、四日市市の区域内において、次のとおり字の区域を変更する旨同市長から届け出があつたので、同条第2項の規定により告示する。

昭和43年10月15日

三重県知事 田 中 覚

四日市市千歳町9番の1地先公有水面埋立地 18,909.44平方メートルを四日市市千歳町の区域に編入する。

●三重県告示第691号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定に基づき、救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として申出を受理したものは、次のとおりであるので同省令第2条の規定により告示する。

昭和43年10月15日

三重県知事 田 中 覚

施設名	所在地
小森整形外科	津市乙部672
佐藤外科	四日市市中納屋町4番の1

●三重県告示第692号

予防課関係事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和43年10月15日

三重県知事 田 中 覚

予防課関係事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する予防課関係事業補助金(以下「補助金」という。)については、三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象である事務又は事業(以下「補助事業」という。)の内容、交付率又は交付額及び補助事業者の範囲は、別表1のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第3条の規定により提出する書類は、別表2に定めるところによる。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) その他補助事業ごとに知事が別に付する条件

(変更の承認)

第5条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合においては、補助事業変更(中止、廃止)承認申請書(第9号様式)に係る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第12条の規定により提出する書類は、別表3に定めるところによる。

(補助金の概算払)

第7条 補助金交付決定の通知を受けた者が、規則第15条に規定する概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(第12号様式)を知事に提出し

なければならない。

(書類の保管)

第8条 補助事業を行なう者は、別に定めるもののほか、当該補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整理保管しておかなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、昭和43年度分の補助金から適用する。

別表1

補助金の名称	補助金の交付の目的	補助事業の内容	交付率又は交付額	補助事業者の範囲
母子栄養強化事業補助金	妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進を図る。	次に掲げる世帯に属する妊産婦及び乳幼児に対する牛乳等の母子栄養食品の支給事業 (1)生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯(以下「A階層」という。) (2)地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税非課税世帯(以下「B階層」という。) (3)地方税法の規定による市町村民税均等割額のみの課税世帯(以下「C階層」という。)	3/10	市町村
母性保護普及事業補助金	家族計画を促進することにより健全な児童の出生及び成長並びに母体の保護を図る。	生活保護法の規定による被保護世帯又はこれに準ずる低所得世帯の有夫の女子に対する受胎調節指導事業	実地指導費 3/10 器具薬品費 3/10 事務費 3/10	市町村
口腔衛生普及事業補助金	県民の口腔衛生に関する知識の啓もう普及の徹底を図る。	ふつ素による虫歯予防の指導及び調査、口腔保健指導講習会、歯の巡回衛生指導、よい歯の幼稚園及び学校の表彰又は歯の衛生週間を	別に定める。	三重県歯科医師会

		通じての口腔衛生普及事業		
胃がん検診事業補助金	胃がんの早期発見早期治療の徹底を図る。	胃がんの巡回検診事業	別に定める。	三重県厚生農業協同組合連合会
対がん協会補助金	県民のがんに関する知識の啓もう普及の徹底を図る。	がんに関する広報活動、講演会、技術研修会、研究会、又は学術奨励事業	別に定める。	三重県対がん協会
公害保健医療研究補助金	公害患者の治療の促進を図る。	公害患者の治療研究事業	別に定める。	四日市市
結核予防会三重県支部補助金	県民の結核予防に関する知識の啓もう普及の徹底を図る。	結核の予防活動に必要な施設、自動車、機械、器具等の整備事業	別に定める。	結核予防会三重県支部

別表2

補助金の名称	申請書に添付すべき書類の名称	様式	提出期限	経由機関
母子栄養強化事業補助金	事業計画書 収支予算書	第1号 第8号	別に定める。	保健所
母性保護普及事業補助金	事業計画書 収支予算書	第2号 第8号	別に定める。	保健所
口腔衛生普及事業補助金	事業計画書 収支予算書	第3号 第8号	別に定める。	／
胃がん検診事業補助金	事業計画書 収支予算書	第4号 第8号	別に定める。	／
対がん協会補助金	事業計画書 収支予算書	第5号 第8号	別に定める。	／
公害保健医療研究補助金	事業計画書 収支予算書	第6号 第8号	別に定める。	／
結核予防会三重県支部補助金	事業計画書 収支予算書	第7号 第8号	別に定める。	／

別表3

補助金の名称	報告書に添付すべき書類の名称	様式	提出期限	経由機関
母子栄養強化事業補助金	事業実績書 収支決算書	第1号 第8号	3月31日	保健所
母性保護普及事業補助金	事業実績書 収支決算書	第2号 第8号	3月31日	保健所
口腔衛生普及事業補助金	事業実績書 収支決算書	第3号 第8号	3月31日	／
胃がん検診事業補助金	事業実績書 事業実績明細書 収支決算書	第4号 第10号 第8号	3月31日	／
対がん協会補助金	事業実績書 収支決算書	第5号 第8号	3月31日	／
公害保健医療研究補助金	事業実績書 事業実績明細書 収支決算書	第6号 第11号 第8号	3月31日	／
結核予防会三重県支部補助金	事業実績書 収支決算書	第7号 第8号	3月31日	／

第1号様式

年度母子栄養強化事業計画(実績)書

1 事業計画

区分	推計数			支給対象実人員			支給対象延人員				
	妊産婦	乳幼児	計	妊産婦	乳幼児	計	妊産婦	乳幼児	計	左のうち牛乳、粉乳の区分	
										牛乳	粉乳
A 階層	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
B 階層											
C 階層											
計											

注 「推計数」欄は、事業実施の有無に関係なく当該年度当初現在の推計総数を記入すること。

2 経費の配分

区分	市町村の 支出額 (A) 円	算定基準による算 額定			補助基本額 (A)と(B)を 比較して 少ない方 の額 (C) 円	補助率 (D) %	補助金所要額 (C)×(D) (E) 円
		件数	単価	金額			
A 階層		人	円	円	9/10		
B 階層					3/4		
C 階層					2/3		
計							

(規格B5)

第2号様式

年度母性保護普及事業計画(実績)書

1 事業計画(実績)

区分	推計数	器具薬品 配付世帯 数	実地指導対象数		実地指導員数	
			実人員	延人員	市町村 職員	委託分
	世帯	世帯	人	人	人	人
被保護世帯						
低所得世帯						
計						

注 「推計数」欄は、事業実施の有無に関係なく当該年度当初現在の推計総数を記入すること。

2 経費の配分

区分	市町村の 支出額 (A) 円	算定基準による 算定額			補助基本額 (A)と(B)を比較 して少ない方 の額 (C) 円	補助率 (D) %	補助金 所要額 (C)×(D) (E) 円
		件数	単価	金額 (B) 円			
実地 指導費	旅費						
	その他						
	計				33		
器具 薬品費	被保護世帯						
	低所得世帯						
	計				34		
事務費	被保護世帯						
	低所得世帯						
	計				35		
合計							

(規格B5)

第3号様式

年度口腔衛生普及事業計画(実績)書

1 事業計画(実績)

区分	実施回数
ふつ素による蝕半減指導及び調査事業	
口腔保健指導講習会	
歯の巡回衛生指導事業	
よい歯の幼稚園、学校の表彰事業	
歯の衛生週間を通じての口腔衛生普及事業	
計	

2 経費の配分

実支出額 (A) 円	補助基本額 (B) 円	補助率 (C)	補助金所要額 (B)×(C) (D) 円

(規格B5)

第4号様式

年度胃がん検診事業計画(実績)書

1 事業計画(実績)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
検診日数	日												
検診者数	人												

2 経費の配分

実支出額 (A) 円	算定基準による算定額			補助基本額 (A)と(B)を比較 して少ない方 の額 (C) 円	補助率 (D) %	補助金所要額 (C)×(D) (E) 円
	件数	単価	金額 (B) 円			

(規格B5)

第5号様式

年度三重県対がん協会事業計画(実績)書

1 事業計画(実績)

区 分	実 施 回 数
がんに関する広報活動事業	
がんに関する講演会	
がんに関する技術研修会	
がんに関する研究会	
がんに関する学術奨励事業	
計	

2 経費の配分

実支出額 (A)	補助基本額 (B)	補助率 (C)	補助金所要額 (B)×(C) (D)
円	円		円

(規格B5)

第6号様式

年度公害保健医療研究事業計画(実績)書

1 公害保健医療研究費補助金経費所要額調

公害保健医療研究費総額 (A)	療養の給付額 (B)	収入額 (C)	差引額 実支出額(A)- 引当額(B)- 収入額(C) (D)	算定基準 による算定額 (E)	補助基本額 (D)と(E)を比較して少ない方の額 (F)	補助率 (G)	補助金所要額 (F)×(G) (H)
円	円	円	円	円	円		円

2 公害保健医療研究費明細書

区 分	保健医療費研究費総額			療養の給付額 (B)	収入額 (C)	差引額 (A)-(B)-(C) (D)
	員 数	単 価	金 額 (A)			
入院費			円	円	円	円
診費						
看護料						
寝具料						
処置料						
初診料						
往診料						
計						

(規格B5)

第7号様式

年度結核予防会三重県支部事業計画(実績)書

区 分	実支出額 (A)	補助基本額 (B)	補助率 (C)	補助所要額 (B)×(C) (D)
	円	円		

(規格B5)

第8号様式

年度収支予算(決算)書

(〇〇事業分抜萃)

(1) 収入の部

科 目	予 算 額 (決算額)	節	
		区 分	金 額
款	円		円
項			
目			

(2) 支出の部

科 目	予 算 額 (決算額)	節	
		区 分	金 額
款	円		円
項			
目			

(規格B5)

第9号様式

年度(補助金の名称)変更(中止、廃止)承認申請書

第 号

年 月 日

三重県知事殿

申請者住所

名称及び代表者氏名 ㊦

年 月 日付三重県指令第 号により交付決定通知のあつた 年度 事業について、次の理由により変更(中止、廃止)したいので、承認されたく申請します。

記

- 理 由
- 関係書類
事業計画書
収支予算書

(規格B5)

注 中止、廃止の場合は、関係書類の添付を要しない。

第10号様式

年度胃がん検診事業実績明細書

月 別	検診結果別検診者数					計
	A	B	C	D	E	
4月	人	人	人	人	人	人
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
計						

(規格B5)

- 注「A」は、胃がん又は胃がん関係疾患(胃カイヨウ、胃ポリープ、高度胃炎、十二指腸カイヨウ及び胃の変形)の疑いがあり、精密検査を要する者
- 「B」は、胃下垂、胃アトニー、軽度胃炎、腸内ガス、胆石、腎石等を認めた者
- 「C」は、十二指腸が造影されていないもの
- 「D」は、とり直しを要する者
- 「E」は、異常がない者

第11号様式

年度公害保健医療研究事業実績明細書

1 公害保健医療研究対象者月別明細書

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
認定患者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
収容患者数												
在宅患者数												

2 公害患者名簿

番号	氏名	性別	生年月日	年齢	職業	発病年月日	収容年月日	治療開始年月日	転居年月日	保険種別

(規格B5)

第12号様式

年度(補助金の名称)概算払請求書

第 号
年 月 日

三重県知事殿

申請者住所

名称及び代表者氏名

㊦

年 月 日付三重県指令第 号により交付決定通知のあった年度 事業について、次により補助金 円を概算払によつて交付されたく請求します。

記

補助事業の内容の区分	補助金交付額 決定額 (A) 円	既受領額 (B) 円	今回請求額 (C) 円	残額 (A)-(B)-(C) (D) 円	事業完了 予定日 年 月 日
計					

(規格B5)

●三重県告示第693号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施するので、クリーニング業法施行細則(昭和32年三重県規則第4号)第6条の規定により告示する。

昭和43年10月15日

三重県知事 田中 覚

1 日時及び場所

試験課目	日 時	場 所
学 科	12月1日(日) 午前9時30分から11時30分まで	津市栄町 県労働会館
実 地	12月1日(日) 午後1時から5時まで	津市栗真中山町 津クリーニング協同組合

2 受験願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間 昭和43年10月28日から
昭和43年11月11日まで

(2) 提出先 県内居住者 業務地を管轄する保健所
県外居住者 津市広明町13番地 三重県衛生部薬事環境衛生課(郵送では照復に日数がかかるから本人又は代理人が持参のこと。)

3 提出書類

- (1) 受験願書 (別紙様式)
- (2) 履歴書
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する資格のあることを証する書類
- (4) 写 真 1 枚 (6か月以内に撮影した正面、上半身、脱帽の名刺型、裏面に氏名及び撮影年月日を記入のこと。)
- (5) 手数料 1,000円(現金又は為替)

4 この試験についての問合せは、三重県衛生部薬事環境衛生課又は県下保健所によること。

なお、郵送で問合せの場合は、必ず15円切手をはつた、あて先明記の返信用封筒を同封のこと。

5 受験票は、試験の前日までに、本人あて郵送する。

(別記様式)

クリーニング師試験受験願書

昭和 年 月 日

三重県知事 田 中 覚 殿

ふりがな
氏 名

㊞

クリーニング師試験を受けたいからクリーニング業法施行規則第3条の規定により受験願書を提出します。

本籍地
住 所
氏 名
生年月日

(規格B5)

●三重県告示第694号

旅館業法(昭和23年法律第138号)第9条第1項の規定に基づき、次のとおり旅館業者の行政処分について聴聞を行なう。

昭和43年10月15日

三重県知事 田 中 覚

1 被聴聞者

- (1) 住 所 三重県桑名市門前町263-1
氏 名 加藤百合子
生年月日 大正9年3月23日
- (2) 住 所 三重県津市丸之内殿町2-14-2
氏 名 小坂 俊
生年月日 大正7年9月22日

2 聴聞の日時

昭和43年10月19日 10時

3 聴聞の場所

三重県津市広明町13 三重県衛生部会議室

4 聴聞を行なう理由

旅館業法第8条に規定する処分について

●三重県告示第695号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の規定に基づき、三重県から収用の手続開始の申立があつたので、同法第34条の3及び土地収用法の一部を改正する法律施行法(昭和42年法律第75号)第7条第2項の規定により、次のとおり告示する。

昭和43年10月15日

三重県知事 田 中 覚

- 1 起業者の名称
三 重 県
- 2 事業の種類
伊賀、上野橋四十九線街路事業(道路改良)
- 3 事業認定の年月日(事業決定の年月日)
昭和42年12月12日建設省告示第4169号
- 4 収用又は使用の手続きが開始される土地
 - (1) 収用の手続きを開始する土地
三重県上野市四十九字立岡、字矢倉谷、字堂山、字鳥居崎、字坂本、字二ツ峠
 - (2) 使用の手続きを開始する土地
なし
- 5 土地収用法第34条の規定による図面の縦覧場所
三重県上野市丸之内116番地 三重県上野市役所
- 6 手続きが開始される土地の所在する都道府県の区域内の起業地
 - (1) 収用の部分
三重県上野市四十九字立岡、字矢倉谷、字堂山、字鳥居崎、字坂本、字二ツ峠
 - (2) 使用の部分
なし
- 7 土地収用法第28条の3の規定の適用
前記6の起業地については、土地収用法第28条の3の規定の適用があるので、何人も、都道府県知事の許可を受けなければ、当該起業地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をしてはならない。

●三重県告示第696号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を、次のとおり変更する。

昭和43年10月15日

三重県知事 田 中 覚

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 167号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
志摩郡磯部町五知字中河内129番地の21から 鳥羽市白木町字小切間367番地の1まで	旧	0.4~13.0	504.0
〃	新	13.5~28.0	474.0

関係図面は、三重県土木部道路課に備えおいて、告示の日から3箇月間縦覧に供する。

●三重県告示第697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

昭和43年10月15日

三重県知事 田 中 覚

路線名	供用開始の区間	供用開始 の期日	備 考
一般国道 167号線	志摩郡磯部町五知字中河内129番地の21から 鳥羽市白木町字小切間367番地1まで	昭和43年 10月15日	

関係図面は、三重県土木部道路課に備えおいて、告示の日から3箇月間縦覧に供する。

●三重県告示第698号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業（のり養殖業）の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間、地元地区等を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

昭和43年10月15日

三重県知事 田 中 覚

- 1 漁業権の免許の内容となるべき事項
「別冊」のとおり
- 2 免許予定日
昭和43年11月15日
- 3 地元地区
「別冊」のとおり

4 存続期間

計画1号については免許の日から昭和43年12月31日まで

計画2号及び3号については免許の日から昭和48年8月31日まで

5 漁業権の免許申請期間

昭和43年10月15日から

昭和43年10月30日まで

「別冊」は省略し、その関係書類（漁場図等）は、三重県農林水産部水産事務局漁政課に備えおいて縦覧に供する。

公 告

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第72条第1項第2号の規定に基づき、鳥羽市加茂干拓第2工区（9.69ヘクタール）のしゅん工の期日を次のとおり定めたので公告する。

昭和43年10月15日

三重県知事 田 中 覚

しゅん工の期日 昭和43年10月15日

●正 誤

昭和43年10月1日付三重県公報第9672号中「三重県告示第668号」は「三重県告示第667号」の、「三重県告示第669号」は「三重県告示第668号」の、「三重県告示第670号」は「三重県告示第669号」の誤り。



毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 300円

1箇年 3,600円

昭和43年10月15日印刷発行

津市広明町13番地(電代Ⓢ1,111)

三重県庁

印刷 三重県総務部学事文書課